

## 年休裁判 広瀬哲也さん意見陳述

### 年休が入らないので 旅行の予定もたてられない！

原告の一人で廣瀬哲也です。私は平成27年度及び28年度において38日の年休を取得しました。良かったではないかと思われませんか？しかし裁判官は、私がこの年休を得るために何回年休の申し込みをしたと思われませんか？160回です。160回申し込んでようやく38日取得できたのです。私はこの2年間に60回の年休権がありました。ところが160回申し込んで38回しか認められなかったのです。3日は取得できず、失効してしまったのです。



私は、過去に大量の年休失効が発生しました。最近では、年休を失効することがないように、繰り返し申し込みをして時季指定を行っています。また、会社の年休順位制度も大きな問題です。何よりも最大の問題は、必要な日に年休が入らないことです。また、ほとんどの年休は、5日前でないとうからないことにあります。

家族旅行は、25日の勤務確定から予定を計画しても、夏などは宿の確保もできません。家族はみんな、私に合わせて休みを取り旅行などに行っているのが現状です。

会社には、年1回連続5日間の休みを取得できる連続休暇制度があります。去年は、連続休暇を利用してヨーロッパ旅行に行きました。ヨーロッパ旅行のツアーは7日間からでないとうありませんでした。しかし、5日間しか休みが確定していないので、自分で飛行機、ホテルなどを手配して、巷で言われている弾丸ツアーのようでした。その時は、結果として8連休になりましたが、わからなかったので変更できず、せっかくのヨーロッパ旅行がもう少し余裕がある行動がとれたなら良かったのにと、残念な思いです。事前に予定が立てられないことに腹立たしい気持ちです。こんなやり方が認められているのか、社員はみんな疲弊しています。

裁判所におかれましては、法律が守られるよう、年休に対する正当な判断をお願いして意見陳述とします